

令和4年第2回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和4年3月7日（月曜日）

出席委員（7名）

委員長	木戸岡	秀彦	君	副委員長	実川	圭子	君
委員	上林	真佐恵	君	委員	中村	庄一郎	君
委員	根岸	聡彦	君	委員	東口	正美	君
委員	中野	志乃夫	君				

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

議長	関田	正民	君	6番	尾崎	利一	君
19番	中間	建二	君				

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木	尚	君	事務局次長	並木	俊則	君
議事係長	吉岡	繁樹	君	主任	関口	百合子	君

出席説明員（3名）

副市長	小島	昇公	君	市民部長	田村	美砂	君
保険年金課長	岩野	秀夫	君				

会議に付した案件

- （1）第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- （2）委員会提出議案について（追加）
- （3）所管事務調査

社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて

午前 9時30分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） ただいまから令和4年第2回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、3密を避け、広い空間を取る必要がございますことから、本日もこの全員協議会室において審査等をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 初めに、第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（東口正美君） おはようございます。

それでは、質疑させていただきます。

まず最初に、昨年度に比べまして東京都への納付金が相当増額されておりますけれども、この理由と背景等分かれば教えてください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 令和4年度の納付金急増の理由についてであります。令和3年度の医療給付費の増が大きく影響を及ぼしております。被保険者数が減少しております中で、納付金の医療分につきましては、令和3年度比で約1億4,700万円の増となっております。この納付金医療分の急増が納付金急増に大きく影響を及ぼしているものと考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 大変厳しい状況の中で、様々当市におきましては抑制策に取り組んでいただいておりますけれども、具体的にはどのようなことを行っていたらいいのでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 令和4年度におけます保険税の急増抑制に資する取組といたしましては、初めに、国民健康保険事業運営基金の積極的な活用がございます。

令和3年度末基金残高を約3億6,500万円と見込んでおりますが、このうちの約2億4,600万円を活用いたしまして、保険税改定率の改定幅を抑制いたしました。仮にこの基金活用を行わなかった場合、1人当たり保険税改定率は11.49%となりますが、基金活用によりまして5.52%となっております。

続きまして、収納率につきましても、直近過去3年度間のうち最も高い収納率を保険税率改定積算の際に使用することで、保険税の急増抑制に資するものとなっております。なお、反映いたしましたのは、令和2年度決算におけます収納率95.7%でございます。

続きまして、保険者努力支援制度で得られる交付金のほか、様々な市の取組によりまして得られる交付金等の活用につきましても、約9,600万円を当初予算計上しております。大きく保険税急増抑制に、こちらも資するものとなっております。なお、この保険者努力支援制度につきましては、現状の採点の結果なんです。東大和市が26市の中で1位となっております。

続きまして、主にレセプトデータ等を活用いたしました保健事業等の継続的な取組によりまして医療費の適正化につきましても、保険税率算定における重要な要素となり、今後の納付金算定に影響を及ぼすものでございますことから、継続的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

今の抑制策の中では、1点、レセプトデータの活用はずっと継続的にやって効果があるということで、細かい数字は分からなくてもいいんですけど、いつも気にしてる透析患者の数がどうなってるのかということを再度確認したいのと、もう一つの質疑といたしまして、様々な取組の中でコロナ対策での市独自減免の実績と、令和4年度の取組についても教えてください。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 令和3年度におけます糖尿病重症化予防事業におきまして、現状では新たに透析移行された方は確認されてございません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に関わります保険税の減免につきましては、令和3年度の全体の実績となりますが、令和4年2月末時点で約100世帯、減免額にいたしまして約1,600万円となっております。令和4年度の取組につきましては、詳細検討はこれからとなりますが、見込みといたしましては約70から80世帯、1,400万円の減免額を見込んでるところでございます。

以上でございます。

○**委員（東口正美君）** 基金の活用についても、もう少し詳細に教えていただければと思います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 国民健康保険事業運営基金の活用額につきましては、約2億4,600万円を予定してございます。

その活用予定額の内訳といたしまして、1人当たりの医療分納付金額の令和3年度比の増額分の補填といたしまして1億8,107万円、被用者保険の適用拡大の影響によります保険税収の減収分の補填といたしまして4,000万円、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして令和4年の収入の減少が見込まれる世帯等への保険税減免施策といたしまして1,400万円、令和3年度の税制改正の影響に対する段階的な緩和措置といたしまして702万円、未就学児の被保険者均等割軽減実施後の市独自の第三子以降の保険税均等割軽減施策の継続のために400万円となっております。

以上でございます。

○**委員（東口正美君）** ありがとうございます。

今の中で被用者保険の適用の拡大に対しても補填をするということですが、この被用者保険の適用拡大に対する影響は具体的にはどのようになっているのか教えてください。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 令和4年10月からの被用者保険適用拡大でございますが、この対象といたしまして、新たに適用となる人数については、国が示した見込みとして全国で約40から50万人と推計されてございます。これは全国の国民健康保険被保険者数のうち約2%と、こちらとしては認識してございますので、市でもおおむねこの割合が新たな対象となるものと想定してございます。人数といたしましては約350人程度と見込んでおりますので、被保険者数への影響といたしましては、この人数程度が国民健康保険から脱退していくものというふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○**委員（東口正美君）** 今数としては352人かなと思うんですけど、この方たちはどういう所得帯の方たちなのかということが、見込んでいるようであれば教えてください。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 所得帯と申しますと、適用拡大が月額賃金8.8万円以上の方が対象になってまいりますので、そういったところの方になってくるかというふうにご考えてございます。

被用者保険の適用拡大については、国民健康保険の制度自体が、他の公的医療保険と比較いたしまして所得の少ない方が多い中で、それでも一定の所得のある方だった方が国民健康保険から脱退していくこととなりま

すので、この辺の動向につきましては注視してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 今様々な取組については確認させていただきました。

その上で、この財政健全化計画を平成30年に6年間で言うということで、国保の広域化に伴う財政健全化計画をスタートさせたわけですけれども、このときの説明では、国が公費を3,400億円を導入、入れるとか、あと激変緩和措置などの特例基金なども設けられるとか、そういうものを使って、今保険者努力支援制度などで本市においても交付金をいただいているわけですけれども、今令和4年、令和5年、間もなくこの計画を終了するというので、令和6年度以降はどのような見込みを考えているのか、どのように見ているのか、教えていただければと思います。

○市民部長（田村美砂君） 国からの公費3,400億円につきましては、現状では令和6年度以降も継続的に投入されるものと認識しております。

また、この3,400億円の一部を財源としております保険者努力支援制度につきましても、評価項目を見直しつつ継続されるものと、そのように認識をしております。

令和5年度までの期限となっております国の特例基金につきましては、延長の方針は示されておりませんので、現時点では、当初の計画どおり令和5年度までのものと認識をしております。

以上です。

○委員（東口正美君） もう一つは、そういう中で本市の今取組も行われてるんだと思います。ただ、平成30年に説明を受けたときには、この財政健全化計画、国の広域化の遂行のために、それぞれ自治体ごとに独自の繰入れをしないで足並みをそろえていくというのが、広域化の中の目的だったと思うんですけれども、多摩26市の状況は若干そうじゃないのかなと思ってるんですが、そのような状況についてどのようなことなのか、教えていただければと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 多摩26市の状況につきましては、東京都のホームページに多摩26市の国保財政健全化計画、掲載されておりますので、そちら確認いたしますと、本市と八王子市が令和5年度で赤字補填繰入れを解消する計画でございます。それ以外の自治体といたしましては、主な傾向として、10年から15年程度の解消予定が約半分の自治体、解消まで20年以上を予定しているのが約5自治体であります。

現在公表されております国保財政健全化計画は、計画の見直しが行われたとしてもまだ反映されていない可能性がございますので、この計画予定期間につきましては流動的なものというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

国の取組でもありますので、東京都以外はどのような動きになっているのか、分かれば教えてください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 広域化の目的の一つでございます保険料水準の統一というのはあるんですけれども、現状でその保険料水準の統一を達成できている都道府県につきましては、こちらではちょっと把握できてございません。

ただ、厚生労働省の調査によりますと、令和3年度時点においては、保険料水準の統一を目指すとしております都道府県は37ございますので、これらの都道府県につきましては令和6年度以降、各都道府県で策定いたします国民健康保険運営方針において、この保険料水準の統一に関する指針が何らか示されるものではないかというふうに考えてございますので、動向を注視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

平成30年にこの広域化の御説明を受けたときに、私自身もこれが東京都の全体の同一の保険税になっていくということで、大きな構成員の中のそれぞれの東大和市民のそれぞれの所得における税になっていくと思っていたんですけども、今の御説明ですと、どこまでも各自治体の努力というものが求められているように見えるんですけども、この辺を市としては、私はそういうふう感じていたんですけども、市としてはどのように感じていらっしゃるかっていうことを伺いたいたんですけども。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 先ほど申し上げましたとおり、広域化の目的の一つが都道府県内における統一の基準で保険料を算定するという保険料水準の統一ということになるかと考えております。そのためには、赤字補填の繰入れ解消というのが必要な要素でございまして、ただ現在でも各市町村、この赤字補填繰入れ解消に取り組んでいるところではあるんですけども、解消年度に開きがある状況でございます。

令和6年度以降は、東京都も東京都の国民健康保険運営方針を見直しする予定でございまして、財政の責任主体である東京都がこのときどういう考えを示すのか、また各区市町村とどういった協議となるのかというのは、今後の動向を注視してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

また、一方で市として取り組んでございます医療費の適正化、この医療費の適正化につきましては、医療費の水準が抑えられた場合、現状の算定方法によりますと、その分納付金は抑制されますので、引き続き、保健事業等に積極的に取り組んで、医療費の適正化に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） そのような中で、今回議員全員協議会の中で示された説明のときに、東京都への要望を東大和市として行っている、また市長会等も通じて要望活動を行っているってことなんですけれども、この要望の内容について、できればこの要望書の資料請求をさせていただいて拝見させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（木戸岡秀彦君） ただいま御協議いただいた中で、東口正美委員より、東大和市、東京都市長会及び東京都市国民健康保険協議会が東京都へ要望した要望書の写しについての資料要求がありましたが、資料の提出について確認を求めます。

○市民部長（田村美砂君） ただいま御照会ありました資料でございますけれども、提出可能な資料といたしましては、本市及び東京都市長会の要望書となります。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） お諮りいたします。

ただいま市民部長より説明がありました資料を本委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時46分 休憩

午前 9時47分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

○委員（東口正美君） 今資料を頂きました。東大和市、尾崎市長名で出されている要望について拝見をさせていただきました。

この要望書の中で、被保険者の税負担が非常に重いということを、本当に市長をはじめ、担当が大変この被保険者への、毎年上げざるを得ない保険税に対して、何ていうんでしょうか、非常に懸念、心配もしてるし、大変なことだっというふうに受け止めて、しかしながら医療費が上がってしまう、納付金も上がってしまう、そして国や東京都が求めているとおりにそれでも進めざるを得ないってこの状況の中で、何とか一生懸命やっているっていうことを、先ほどの様々な市独自の取組を見ても分かるところだと思っております。

やはり先ほど保険者努力支援が26市の中では1位の評価をいただいているという中で、これ以上求められるものと言ったら、さらなる法定外繰入れを解消したことに対するそれなりの加点というか、もしくは算定を下げてもらえるような仕組みしかないんだというふうに考えているということを理解したんですけれども、この要望書を出すに当たっての市の考えを、私はそのように受け止めたんですけれども、どのようなことなのか、お聞かせ願えればと思います。

○市民部長（田村美砂君） こちらの要望書を出した時点での考えということでございますけれども、今委員からもありましたように、今般の令和4年度の納付金額につきましては、東京都の試算の段階から急増する可能性が示されてございました。このことを市でも重く捉えまして、市といたしまして東京都へこのような要望書を提出するという事となったものでございます。国や東京都の方針に基づきまして、今まで被保険者の皆様の御理解をいただきながら国民健康保険の財政健全化に積極的に取り組んでいる当市の実情を直接東京都の担当の方に御説明をしまいた、そのような状況でございます。

ここにもございますように、その上で納付金算定に当たりましては、東京都として早急に財政支援を拡充していただくことと、それからこの法定外繰入れによる赤字補填を解消した自治体が対象となるような減算の仕組みづくりをぜひしていただきたいということを強く要望してまいったと、そのような状況でございます。

以上です。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

もう一方、この市長会のほうの緊急要望につきましては、やはり急増の要因をコロナウイルスの特殊な影響があるということを訴えられているところだと思いますけれども、この点についても市としてどのようなお考えなのかお聞かせいただければと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 東京都市長会の要望につきましては、私どももおおむね同意しているところでございます。今般の医療分納付金の急増につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴います検査や診療数の増加や、診療報酬上の臨時的な取扱い等による影響があるものと、私どもも同様に推察しているところでございます。

ですので、同様に、私どももいたしましてもこういったところに医療費、新型コロナウイルスへの影響がそのまま保険税の負担に転嫁することのないよう、早急な財政支援の拡充というところを要望させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（上林真佐恵君） では、お尋ねします。

今もお話伺っていて、やっぱり本当に国民健康保険税高いっていう、高額だっていうところで、それが収入が低い方々にその負担が行っているって、そういうふうに市も認識されてるなというふうに思ったんですけども、コロナ危機が長期にわたっていて、今もまだ収束見通しが立たないという中で、私、この値上げの計画が始まる前から本当に市民の生活厳しいなってこと言ってたんですけども、それがさらに今本当に苦しくなっているというところで、また国保の加入者の方、非正規の方とかフリーランスの方とか、やっぱりコロナの影響をまともに受けている方々であって、現在市民の暮らし、どのような状況に置かれているのかという、市がどのように受け止めているのかということをお伺いしたいと思います。

○市民部長（田村美砂君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いておりますことから、地域経済や市民生活には一定程度の影響が出ているものと、そのように認識しております。一方で、この1年間でワクチン接種が随分と進んでいる状況もございます。

そのような中で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金の給付といった、そのような対策も講じているところでございます。

また、市内の事業者の皆様に対しましては、中小企業者等応援助成金及びキャッシュレス決済を利用した消費活性化事業を継続的に実施をしております。これらの取組によりまして、市民及び事業者の皆様への負担軽減や、地域における消費喚起が図られてきたものと考えてございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 国からもそういう給付金があったりとか、市としてもコロナ減免なんか対象者広げていただいて、様々努力をされているという、それは認識はしてるんですけども、やっぱりそれでも本当に高いというのが国保だなというふうに思うわけなんですけれども、それから、コロナのワクチン進んでいるということですけども、ちょっと今のウクライナ情勢なんかが、かなり世界経済にも影響を与えるというようなことも言われていて、これから本当に何か見通しが立たない、生活どうなっちゃうんだろうって、そういう不安も多分多くの方持たれてると思うので、それは本当にしっかり市のほうでも、市民の暮らしていることではよく見ていただきたいと思うんですが、ここでお尋ねしますけれども、毎年モデルケースということで金額を聞いてるんですけども、40歳夫婦と子供2人、給与収入400万円の御家庭の場合ということで、毎年聞いてるんですが、まず6年のこの連続値上げが始まる前ですね、このときの国保税が幾らだったのか。次に現在の国保税、今令和3年度の国保税が幾らなのか。それから来年度の値上げで幾らになるのか、伺います。

それから、市の計画どおり、これ6年間毎年値上げを行った場合ということで、計画終了後、2023年度幾らになると見込まれてるのか。

これ連続値上げの計画が始まる前に市が示した計画終了後の見込額というのがあったと思うんですが、それが幾らだったのかも伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 都合4点の保険税額につきまして御質疑いただきましたので、お答えいたします。いずれも40歳夫婦と子供2人、給与収入400万円のモデルケースということで、夫の給与収入のみと仮定してございます。

初めに、広域化前の保険税額ということで、平成29年度の保険税率で算定いたしました保険税額は37万2,300円でございます。

2点目、現在の保険税ということで、令和3年度の保険税率で算定いたしました保険税額につきましては46万2,800円でございます。

3点目、令和4年度の保険税率で算定いたしました保険税額につきましては、こちら令和4年度の税制改正の大綱に基づく法令の改正がこれからとなりますので、現時点でのリストによるものとなりますが、48万8,300円でございます。

最後、平成30年度の計画終了時点の保険税率ということで、この計画終了時点の率というのを、平成30年度に市から御説明いたしました標準保険料率とした場合なんですけれども、この場合、保険税額につきましては46万9,900円でございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） すみません、もう一点、今の時点で計画終了後にこのモデルケースで幾らと見込まれるのか、それも聞いたので教えてください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） すみません、令和4年度の標準保険料率に基づきます保険税額ということでお答えさせていただきます。こちらは53万1,600円でございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 今伺ったところで、この給与収入400万円という御家庭で、平成30年度、この計画が始まる前、37万2,300円というのが、もう今既に46万2,800円になっていて、それが来年度値上げをすると48万8,300円なので、もう10万円ぐらい上がると。それがさらに計画終了後にはもう53万円になるということで、本当に高いと思うんですね。

このモデル、去年もちょっとこれ聞いたんですけども、当初の計画終了後、当初は46万9,900円だという見込みだったのが、今年に当てはめるとこれが53万円ということで、計画終了後の金額っていうのが、これもちょっとここ数年聞いてるんですけど、毎年上がっていくということが起きていて、どうしてこういうふうになってしまうのか、市はその理由としてどのように受け止めているのか教えてください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 標準保険料率が伸びてしまっている影響についてなんですけど、特に令和4年度につきましては、先ほど他の委員さんにもお答えさせていただきましたが、1人当たり医療分納付金、こちらが令和3年度比で急増しております。率にいたしますと約12%の増となっているところが影響としてかなり大きいものというふうに考えてございます。

また、それ以外につきましても、納付金を構成いたします医療分のほか、後期高齢者支援金分ですとか、介護納付金につきましても、これは平成30年度から比べますと増加している状況にございまして、これも1人当たり納付金が増額している要因の一つとなっておりますので、標準保険料率にも影響を及ぼしているというふうに考えてございます。

この後期高齢者支援金ですとか介護納付金につきましては、それぞれ後期高齢者医療制度や介護保険制度といった他制度の財源となるものでございますので、なかなか国民健康保険制度単独の取組では収まらないものというふうにも認識してございます。こうした国民健康保険の構造的課題の改善につきましては、市として東京都市長会を通じて、東京都に対し、国や東京都への公費拡充や国への公的医療保険の一本化の要望、これを続けてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

午前10時 5分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

やっぱり構造的な国保制度の問題というのが大きいんじゃないかなということは、今御答弁でも思ったんですけれども、それで、計画終了後ちょっとどうなってるかというのは、ちょっと後でまたお伺いしたいんですが、先に同様のモデルケースで他の被用者保険、協会けんぽとの比較ではどのようになっているのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 今回のモデルケースということなんですけれども、他の公的医療保険に加入要件のない方が国民健康保険に加入することとなりますので、御質疑の比較というのは困難かと考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） こちらで試算すると23万7,456円ということで、1.94倍、2倍近いってことなんですけど、これは市としても、私はきちんと他の保険との比較というのもしていただきたいと思います。国保がどんなに高いかということが本当に分かると思いますので、ぜひきちんと比較ということもしていただきたいと思うんですが、本当この金額で私は本当に加入者の方、本当支払えないというふうに思うんですが、市はその辺どのように認識をされているのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険は、一定基準以下の所得の世帯に対して7割、5割、2割の均等割軽減がございます。所得の低い世帯に対する配慮が制度上なされておまして、これは市の令和3年度当初課税ベースで約45%の世帯が対象となっております。

令和4年度からは、未就学児の均等割の減額措置が実施され、市では、従前より市独自で行っております第三子以降の保険税均等割の軽減もこれに加えて実施してまいりたいというふうに考えてございます。また、市では、コロナ禍の影響によりまして収入が一定程度減少する見込みの世帯等に対して、保険税減免策を実施することで、収入減少世帯への配慮を令和4年度も取り組みたいというふうに考えてございます。

こうした様々な配慮を踏まえまして、現行制度において国民健康保険の健全化を図るとともに、応分の保険税を算定するものでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） もちろん一定のそういう減免策があるのは私も認識してますし、多子軽減、市が独自でやってるもの、来年度も引き続き国の減免と併せて、未就学の減免と併せてやるというのも、これは本当にすごくいいことだと思いますので、こういう取組はもちろんやっていただきたいんですけど、まだそれでもなお高いというのが私は国民健康保険税だと思います。

先ほどの御答弁でも、この6年間で、法定外繰入れを解消する、この計画が当市と八王子市、ほかの市ではなかなかそういうふうになってないという御答弁もありましたけど、私はやっぱり被保険者の方に負担を転嫁するという、これがやっぱりもうできないっていう、そういう判断されてる自治体の方がやっぱりいらっしゃると思うんですね。特に今年、令和3年度はコロナということもあって、中止の計画、やめた自治体もあったかと思うんですけれども、これ全国でどのくらいになったかお伺いしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 全国で値上げを中止した自治体数につきましては、こちらでは把握してございません。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ぜひそういうことも知っていただきたいと思うんですけど、これ私どもの調査では全国で7割というふう聞いております。やっぱり都内でもかなりの自治体が本当に限界だということで思っ
てらっしゃるというふう思うんですが、ここでこの6年間で、当市は6年間の間にも値上げして、それでや
めるという、そういう計画を進めてると思うんですけども、先ほどの話とか今のこの金額の上がり具合とか
を見ていると、そこで本当にこの値上げが終わるのかということが非常に不安になってくるんですけども、
今の方向性として、この計画終了後に、やっぱり足りないというんですかね、必要なお金が足りないというふ
うになったときに、どういうふうに市として、やっぱり値上げってことになるのか、そこでまた一般会計から
繰入れをするのか、その辺の方向性、今どのようになっているのか伺いたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 赤字補填繰入れ解消された後の保険税率につきましては、東京都への納付金の
算定額によるところが大きいことから、その当該年度の納付金の算定結果を踏まえまして、基金や交付金等の
活用を含めて、必要となる保険税率を総合的に判断していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 私は6年間本当に、私は来年度も中止していただきたいと思ってますけど、こうやっ
て値上げを毎年やってきて、その先もというのは本当にもうしないってということで、ぜひそういうふうに、御
答弁も——そういう御答弁があればなというふうに思うんですけども、それは分からないということ、そ
れは分からないだろうなということなんですけれども、この6年間で特例基金、激変緩和措置なども活用し
てということで先ほども御答弁あったんですが、この激変緩和措置の分の影響額、どのぐらいになるのか。

それから、ほかにこの6年間で法定外繰入れをなくすことについての財政的なインセンティブは、ほかに激
変緩和措置以外にあれば教えてください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 令和4年度の激変緩和措置額は約2,200万円と見込んでございます。また、赤
字補填繰入れを解消することによりまして、保険者努力支援制度、こちらで高く加点されることとなっております
ので、その分交付金が多く得られ、保険税率算定の際に活用できるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 国と東京都がやっぱりきちんと財政責任果たしてないというのが、私は本当に大きな
理由だと、高くなる理由だとは思うんですけども、その上でさらにこうやって保険者支援制度で、加点もあ
るけど減点もあるわけですよね。そうやって自治体に法定外繰入れをなくすようにすごく圧力をかけてきてい
るっていう、こういう国のやり方は本当にひどいなというふうに思うんですけども、やっぱり市から、先ほ
ど要望されたということで資料も頂きましたけれども、こういう取組、非常に大事だと思いますし、この市長
会の要望なんか読みますと、やっぱり経済的な課題を抱える者が多い保険者の負担として保険料に転嫁する
ことは避けるべきだということが書いてあって、私は市もやっぱりこういう今の国保のこういう加入者に負担
を押しつけるというこういうやり方はやっぱり間違ってるんだって、私は市もそういう認識なのかなというふ
うに思うわけなんですけれども、やっぱり東京都にこうしたきちんと財政責任果たしてっていう要望するのと、
それは大事な取組だと思いますが、同時に、やっぱりここで市が何とか踏みとどまって、値上げは中止してい
ただきたいですし、もう引下げっていうふうに、私はそういう判断をしてほしいと思うんですが、その点につ
いての御認識を伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 先ほども御答弁させていただいた内容と重複しますが、今回の納付金急増につ
きましては、医療給付費の急増というのが大きな要因として捉えております。これは新型コロナウイルス感染

症の感染拡大による特殊な影響があるものと私ども推察してございますので、こうした特殊な影響について全て保険税率に転嫁することを避けるために、令和4年度は積極的な基金の活用を行うこととしたものでございます。

また、今回のような納付金急増に対して、財政の責任主体でございます東京都に早急に負担抑制策を講じることを求めるために財政支援を要望したところでございます。

国民皆保険を下支えしております国民健康保険につきましては、コロナ禍の中でその重要性が増しているものというふうに認識しております。財政健全化を進めて、国民健康保険を安定的、持続可能なものとして運営することによって、市民の皆様が安心して医療を受けられるようにすることが必要なものというふうに考えてございます。そのため、財政健全化計画を推進し、国が設けた特例基金によって国民健康保険税の急増抑制が図られております令和5年度までに赤字補填の繰入れを解消することが、市民の皆様への御負担に最も影響少なく財政の健全化が図れるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） これ要望ですけれども、本当に高いわけですから、この構造的な問題があるというのは本当に共通の認識だというふうに思いますので、私はそこで市に判断をしてほしいというふうに、コロナの影響という特殊なことでしたけれども、これまだ続く可能性もあるわけで、まだ先が見えないということもありますので、本当に値上げ中止、引下げということでぜひお願いをしたいというふうに思います。

○委員（中村庄一郎君） それでは、質問させていただきます。

市では国民健康保険の運営協議会というのがあると思うんですね。今回の改定について、市の運営協議会の諮問等、そういう中では委員さんからどのような意見が出ているのか教えていただけますか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 令和4年1月17日開催の運営協議会への諮問から同年1月28日の答申までに頂きました委員さんからの主な意見といたしましては、被保険者数が減少傾向にある中で令和4年度の国民健康保険事業費納付金の急増という厳しい状況になっておりますが、国民健康保険制度の維持と財政健全化のために、今回の保険税率の改定はやむを得ないとする御意見、また赤字補填の繰入れを次世代へ残すべきではないとする御意見、また積極的な基金の活用によりまして1人当たり納付金医療分の補填や被用者保険適用拡大の影響補填、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯等を対象とした保険税減免の実施等を行って、また均等割の抑制や課税限度額を法定とするることによる所得割の抑制による中低所得者への配慮を一定程度評価していただく御意見、また国民健康保険の構造的な課題や広く公的医療保険の課題等について広域で対応し、国へ改善について要望していくことが必要という御意見、こういった御意見を頂いております。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。市の運協、運営協議会のほうですね。そのような御意見が出たということはよく分かりました。

それで、今回市では、先ほど要望書も頂きましたけれども、東京都に単独で要望書を提出されました。そのときに東京都の様子と申しますか、どういったやり取りがあったのかということも教えていただけますか。

○市民部長（田村美砂君） 先ほど来御説明申し上げておりますが、今般の令和4年度の納付金額の急増を重く捉えまして、令和3年12月に私どもと担当で都庁へ出向きまして、東京都に直接要望書を提出してまいりました。

その際、東京都の担当者とのやり取りの中で伺えた話の主な内容といたしましては、東京都内の自治体の中

で10年、20年かけて赤字補填繰入れを解消する自治体があることは東京都としても課題視しており、赤字補填繰入れの解消年度の前倒しを提案していきたいと考えている。また、頂いた要望の実現につきましては困難な一面もあるが、赤字補填繰入れの解消に頑張っており取り組んでいる自治体へ何らかの形でインセンティブを与えるという要望として捉え、検討をしたい。また加えて、東京都としても、東大和市等のように積極的に赤字補填繰入れの解消に取り組んでいる自治体があることは励みになると。積極的に赤字補填繰入れ解消に取り組む自治体がないと、国へ何らかの要望を行うときも説得力が伴わない。東京都としても同じ方向を向いて国保の財政健全化に取り組んでいきたいと、このようなお話を頂いたところでございます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。どちらの様子も今の説明でよく分かりました。

東京都は、国民健康保険の財政運営の責任主体ですので、都全体の国保の財政健全化を引っ張っていくのは当然のこととは思いますが、やはり当市のように積極的に財政健全化を進めている市が必要であったと。また東京都としても同じ方向を向いているんだということが確認できてよかったですと思います。

ただ、国保の構造的課題ですね。こちらについては、制度をつくった国にもいろいろ取り組んでいただかないと解消が難しいかなと思います。市の運営協議会の委員さんからも、国に向けての要望が必要との意見が出ているようですが、これについてはどういう取組をお考えか教えてください。

○市民部長（田村美砂君） 国民健康保険の構造的課題について申し上げますと、こちらも1月の全員協議会でもお話をさせていただきましたし、先ほど来出てございますけれども、被用者保険の適用拡大の動向がございます。この被用者保険の適用拡大によって、制度の中でも所得のある方が抜け、医療にかかるリスクのある方の割合が加入者の中で増えることで、国民健康保険の構造的課題が進んだ場合、一自治体の努力ではどうにもなくなるような局面が出てくる可能性があるものと、そのように考えてございます。

市の国民健康保険運営協議会の委員の皆様からも貴重な御意見を頂きましたとおり、こうした課題の改善につきましては、同じ保険者であります東京都とともに広域的な要望活動をしていく必要があるものと考え、東京都市長会を通じて、国に対する公費の拡充や公的医療保険の一本化等をこれからも継続的に要望してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（東口正美君） 先ほど市からの要望書も拝見させていただきました。また、他の議員の質疑の中でも、この国民健康保険が抱える問題は国の構造的な課題もございますし、また広域化に向けては東京都がまず足並みがそろってないということについても課題があると思います。

その中で当市が努力してきたことを、痛みを伴いながらも、私も評価をしているところでありますので、やはりここは市だけではどうにもならないという状況を議会としても何らかの意見書を出すというような形で、国や東京都に求めていかなければならないというふうに、私自身は考えています。

また、特にこの健全化計画が終了する先が、先ほど他の議員からありますように、その先もまた値上げなのかということは何としても市民に強くないためには、やはり責任主体である東京都に何らかのこの納付金への少くする、もしくは払うけどプラスで何か努力を認めてもらうようなものをしっかりと求めない限りは、令和6年度以降の市民負担が重くなるので、そういうことを盛り込んだ意見書を委員長の下で取りまとめたいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

○委員（上林真佐恵君） 今意見書、議会ということとということで、もちろん東京都に対して財政責任を果たしてほしいというのは重要な取組だと思いますので、意見書を出すこと自体は賛同するものですが、議会で一致する内容で出すのであれば出していただきたいというふうに思いますので、その点はすり合わせをきちんとできたらなというふうに思います。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

○委員（実川圭子君） 皆さんの質疑などを聞いていて、本当に市のほうは大変努力をいただいている中ですが、やはり今回私もこれを審議するに当たり、本当に基金がなければどうなってたんだろうというのが非常に思うところで、来年で赤字補填が仮に解消したとしても、今基金頼りというところがあるので、それが持続的にできるのかというのが非常に不安に思うところでもありますけれども、また、今回医療費が上がったということで、それが納付金にそのまま転嫁してきたということは、やはりそれはちょっと、その負担を被保険者に負わせるのかっていう、非常にそこところはやはり構造的に問題があるのではないかなというふうに考えますので、そういったところは市としては努力をしている中で、やはりそれだけでは補い切れない状況というのを訴えていく必要があるかなというふうに思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

○委員（上林真佐恵君） すみません、もう一つ。

私としては、国、先ほどちょっと質疑の中でも申し上げたんですけど、国が保険者努力支援とかっていうことで自治体、解消すれば加点して、計画つくらないと減点するみたいな、そういった自治体間を競わせて法定外繰入れを迫るっていう、そういうやり方は非常に私はひどいなというふうに思ってます。

結局、繰入れをやめるということは、今の制度上それが被保険者に保険税なってるということでもあるので、私はそういうやり方については本当にひどいやり方だと思いますし、だから、私ずっとこの6年間連続値上げということには反対もしてきましたし、それをだから解消した自治体だけにインセンティブをみたいなのは、やっぱり私はそこは一致はできないので、もちろん全体として東京都、本当にきちんと財政責任、国もですけれども、果たすべきだと思いますので、その部分についてはもちろん一致はできるんですけど、東大和市だけということになると、ちょっとそこは一致はできませんので、あらかじめ考えとして申し上げておきたいと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

○委員（東口正美君） 意見書を出す目線、どういう目的をっていうことですが、ともかく東大和市民の負担軽減ということを考えたときに、現行何ができるのかということ賢明に判断していかなきゃいけないかなというのを思いますので、そこは委員長を中心に具体的なことを検討いただければというふうに思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

党市議団は、市が進める国民健康保険税の6年連続値上げ計画を中止し、引下げを行うことを繰り返し求めてきました。国民健康保険制度は国民皆保険制度の土台であり、社会保障の一環だと市も認めていることから、本来であればその保険税は国と自治体の責任において、加入者が無理なく支払うことのできる金額に設定し、必要な医療に安心してかかれることを保障することが求められています。しかし、実際にはモデルケースでの事例のように、加入者の担税力を大きく超える金額となっているのは市も認識されているとおりです。

保険税を払い切れない事例、保険税は何とか支払っても通院を抑制せざるを得ないなど、医療を受ける権利を侵害される事例が後を絶ちません。年金生活者をはじめ、自営業やフリーランス、コロナ不況で真っ先に首を切られた非正規雇用者など、長引くコロナ危機の中、厳しい生活を強いられている方々に、サラリーマンなどが加入する協会けんぽと比べても2倍近い保険税が課せられています。

市が国の基準よりも対象者を広く設定し、コロナ減免を行うなどの努力をしていること、来年度から実施される未就学児の均等割軽減策と併せ市独自の多子軽減策を続けることは大変重要であり、高く評価をするものですが、それでもなお国保税の負担があまりにも重いというのが実態です。

所得が低い方々になぜ一番高い保険税が課せられているのか、その理由としては、国や運営主体である東京都が十分な財政責任を果たしていないことが挙げられます。さらに、国は一般会計からの法定外繰入れを続ける自治体にペナルティーを課す保険者努力支援制度により、自治体間での値上げ競争を後押しするなど、自治体がこれまで加入者の命と健康を守るために行ってきた法定外繰入れをやめさせるために圧力をかけています。党市議団は、こうした国の手法を厳しく非難するものです。

国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が他の医療保険制度に比べ著しく不公平で、高齢者や非正規雇用者など所得の低い市民に特に重い負担を強いる制度になっている。この問題を解決することは、市民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平公正を確保する上でも重大な政治課題だと考えます。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要だと主張しています。この間、東京都市長会、そして東大和市長からも要望が出されました。いずれも東京都への納付金を被保険者の保険税負担に転嫁することはあってはならないという、自治体からの強い訴えだと思います。市民にとって一番身近な存在である地方自治体からこうした声上がることは大変重要だと考えます。

同時に、市には、市民の命と健康、暮らしを守り抜くためのあらゆる手段を講じる責任があると考えます。市は、6年間の激変緩和措置があるうちに一般会計からの繰入れをなくすことが市民負担の影響が最も少ないと、この間答弁をしてきました。しかし、6年間で法定外繰入れをなくしたとしても、さきに述べたような制

度の構造的矛盾を解決しない限り、その先も値上げが続くかもしれない、そのことを市も否定をしませんでした。

日本共産党は、この国保の構造的危機を打開し、公的医療保険としての国保制度を立て直すために、1兆円の公費投入増で国保税を抜本的に引き下げることや、均等割をなくすことで、協会けんぽの保険料並みに引き下げを提案しています。

国民健康保険制度は、市民にとっては文字どおり生命線であり、命というものは何よりも最優先で絶対に守るべきものであるはずで、制度の構造的な問題が解決されるまでの間は市の政策判断で値上げを中止し、引下げを行うことを強く求めます。市財政への影響は少なくないものと思いますが、それでも市民の命と健康には代えられません。東大和市の決断を強く求め、反対討論といたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時43分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 続きまして、委員会提出議案について、本件を議題に追加をいたします。

本件につきましては、先ほど第19号議案の審査の中で、東口正美委員から国民健康保険制度についての国及び東京都に意見書を提出してはどうかとの御意見をいただきましたので、改めて御協議をお願いいたします。

御意見等ございましたら、御発言を願います。

○委員（東口正美君） 国保につきましては、先ほどの一部改正の条例の議案について、いろいろ構造的なことも確認をさせていただきました。ですので、皆様からもありましたように、国民健康保険税の負担を軽減するためには、またこの制度が抱える課題の解消ということを求めていかなければならないと思います。それは国に対してであり、東京都にも対してかなというふうに思っております。

また、市民の負担を軽減するためには、先ほども言ったように、健全化計画が終了する令和5年、6年のところでさらに市民の負担を求めることがないように、しっかりと東京都にその辺の財政支援を当市として求めていく必要があるというふうに考えておりますので、そのような内容で委員長に取りまとめをしていただければと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに御意見ございますか。

○委員（上林真佐恵君） 私も今東口委員おっしゃったように、やはり構造的な問題を解決するためには財政支援しっかり求めるということ、大事だというふうに思います。私は計画そのものをそのまま進めることには反対ですけれども、やはり市が示したこの計画終了後、さらに値上げということは、本当に絶対に避けなければいけないと思いますので、そのためにも財政支援を求めるというのは、そこはもちろんそう思いますけれども、ただ先ほどもちょっと自由討議で申し上げましたけれども、その計画を計画どおり進めた市だけが何かこうインセンティブをとというような、それはやはりそういう、そもそものそういう国のやり方というのは私はおかしいというふうにも思いますし、言い換えると6年間で連続で値上げをした市がもらえるインセンティブというふうにも取れますので、私はその点については一致できませんということで、改めて申し上げておきたいというふうに思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに御意見ございますか、意見書に関しまして。

○委員（実川圭子君） 今お二人の委員から御意見が出ましたけれども、私はこの意見書が、市のほうでも要望書を出して、積極的に都のほうにも出向いているということで、議員としても何かできることがあったらなと思ひまして、意見書を提出することを進めたいなと思います。一致できる範囲で何とか意見書を提出ができたらなというふうに思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） できればほかの委員さんの方からも一言お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（根岸聡彦君） 意見書を出すことについては賛成をしたいと思います。東大和市独自で東京都のほうにも出されているということで、その内容は拝見をいたしました。おおむねこういう内容で出していただきたいということが網羅されているのではないかなというふうに思っております。

ある委員のほうから、一部の達成した自治体だけインセンティブがもらえるようなことについては反対だという意見もありましたけれども、私自身は、それは国のほうで判断することであって、やはり東大和市という一つ自治体として、まず東大和市がどういうメリットを享受できるのかというところに置いた上での意見書ということを考えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。ほかにいかがですか。

○委員（中野志乃夫君） 意見書を出すのは賛成です。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかの委員の方、よろしいですか。

今皆様からほぼ、ほぼといいますか、意見書を提出するということは賛成の意見が多数ありましたけれども、先ほど上林委員のほうから、自治体に対して、赤字補填繰入れをして、自治体に関してはインセンティブをつけるのは、これに関しては同意できないというお話がありましたけれども、これについて何か御意見ございますでしょうか。

○委員（東口正美君） インセンティブという言い方が適当かどうかという問題もあります。ただ、先ほど根岸委員がおっしゃったように、あくまでも東大和市議会として、市民への負担を軽減するために、今の国や東京都が求められていることに対して精いっぱい応えているわけですので、その中で、それでも基金の取崩しや様々な医療費抑制も26市の中で一番頑張ってる、それでも上げざるを得ない現状を、やはりこの責任主体の東

京都にどのように考えるのかは求めていくべきだというふうに思っております。あくまでも市民の負担が軽減できるような形で委員会として、文言については委員長、副委員長でお取りまとめいただくしかないと思うんですけども、今の様々な委員の御意見を伺っていただいて、表現も含めてお取りまとめいただきたいというふうに思うんですけども、お願いいたします。

○委員（上林真佐恵君） ちょっと文言については適当で、市が出した要望書では東京都独自の納付金減算の仕組みづくりということで書いてありますので、そこはそんなにこだわりはないんですけども、市としてこういう要望を出されたということは全然否定するものではありませんし、やはりこれ以上値上げをしないということはもちろんそこはそうなんですけれども、私としては、今やってるこの6年間のこの計画もやむを得ないって、皆さんは多分恐らくそういう考えなんだと思うんですけども、私としてはそこで何とか自治体によっぴり踏ん張っていただいて、値上げを中止していただきたいということで、先ほど来要望もさせていたでいますので、やはりここについては一致できないという、繰り返しですけど、ということと、あと東京都と国がやっぱり財政支援、財政責任をしっかりとやっていただくことで、当市だけでなく本当に全国、東京都、どこも同じ問題を抱えてると思いますので、やっぱり国と東京都がしっかりと加入者の皆さんが無理なく払える保険料にしていくというように求めるというところで、そこは一致できると思いますので、そこをしっかりと求めるっていうことも大事だというふうに思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

今の上林真佐恵委員のほうからも、先ほど例のインセンティブというお話ありましたけれども、基本的には私も意見書を提出をしたいということを強く思っております。問題はそれについての中身の問題で、どのように意見書を提出するのかという部分でありますけれども、私は東大和市が要望書を出したものに沿った上で提出するのが望ましいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

ただいま本件につきまして、尾崎利一議員より発言の申出がございました。

お諮りいたします。

本件について、尾崎利一議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

尾崎利一議員の発言を許可いたします。

○6番（尾崎利一君） 発言を許可いただいてありがとうございます。

意見書の提出についてですけれども、国民健康保険税の6年連続値上げに日本共産党は反対してきたわけですが、反対してきた議員も賛成してきた議員も一致する点で、ぜひ意見書は提出していただきたいと。一致できるのは、国と東京都が財政責任を果たすべきだということは一貫していると。で、先ほどから構造的な問題ということを言われてますけれども、これだけずっと値上げしてきて、来年度の国民健康保険税の予算額は18億1,651万1,000円です。私が持っている資料でいうと、平成23年度の保険税収は18億2,600万で、1,000万円上回ってるんですね。だからここにも構造的な問題というのが顕著に表れているというふうに思います。ですからこの構造的な問題を解決する上で、国と東京都に財政責任を果たすべきだという点は一致できます。

ただ、法定外繰入れによる赤字補填を解消した自治体が対象となる東京都独自の納付金減算の仕組みづくりを行うということについては、国民健康保険税値上げに反対してきた会派議員として、これは賛成できないというのはもうはっきりしてますので、一致するところで、やはりこういう状況の中で国と東京都が財政責任を

果たすべきだという点に絞ってぜひ検討していただきたい。それ以外であれば会派としては一致できないというところも改めて申し上げたいと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに御意見ございますでしょうか。

○委員（東口正美君） 委員長、副委員長で具体的にやはりある程度、文言の表現のこともありますので、具体的な例文等を挙げていただくとか、ある程度取りまとめをしていただいた上で、その上でどのようなものにしていくのかを熟議できればと思うんですけども、その点はいかがででしょうか。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（木戸岡秀彦君） それでは、暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時 5分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど東口正美委員のほうから、正副によって御検討というお話がありました。皆様のお手元に正副で休憩中にお配りいたしました意見書の案について、皆さん御確認いただいたと思いますけれども、これに関して御意見をお伺いしたいと思います。

○委員（上林真佐恵君） 下から4行目のところの「また、東京都においては、法定外繰り入れによる、赤字補填を解消した自治体に対して、東京都独自の納付金減算の仕組みづくりを行うこと」という部分を削除させていただければ、あとは一致できます。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに。

○委員（東口正美君） 先ほどの国保税の改定につきまして、既に法定外繰り入れ解消に向けての努力をしていくということで可決したわけでございます。もちろん賛否が分かれたけれども、賛成多数ということで可決をしました。このような中で市の要望書を拝見すると、国保税が重いということ、またそれを被保険者に求めているということに対して、市としても大変これはゆゆしき事態で心苦しく思っているということがよく分かる中で、現実的に市民負担をこの財政健全化計画の後、現状で軽くしていくためには、東大和市として東京都に何らかの配慮を求めていくということが大事だと思っているんですね。そこを避けては通れないというふうに思っていますので、この法定外繰り入れの赤字補填に頑張った自治体、この市と同じ表現を使うかどうかということも考えてもいいかもしれないですけども、その部分を入れなければ、実際には市民負担の軽減がなかなか難しいという全国的な状況も先ほど確認をさせていただきましたので、その辺を——それを削っていくというようなことを——削った意見書ではやはり駄目なのではないかと私は思っています。

ただ、皆様の意見書を出していこう、国にも東京都にも今ある構造的な課題に対して何らか議会としても声を上げていこうということが、皆様の中にありますので、私はそのように考えますけれども、皆様の御意見を広く伺えればと思います。

○委員（根岸聡彦君） 先ほどの東口委員とは同様の考えになるんですけども、その表現の方法は正副委員長にお任せしたいと思いますけれども、やはり東大和市から東京都のほうに出された意見書の中にこの文言が書かれているわけですね。要は東大和市は頑張っているんだから何とかしてくださいよという、その意思表示で

あるというふうに思います。やはり頑張っていないところも一緒にというところを言うのではなく、やはり頑張ってる東大和市を何とかしてくれというのが市から東京都に対して出された意見書であり、東大和市議会として、やはり東大和市、頑張ってる東大和市を何とかしてくれという意見書にするということには、別に何の問題もないというふうに私は思っています。

○委員長（木戸岡秀彦君） できれば皆さんのほうから御意見をお伺いしたいと思うんですけども、御意見いかがでしょうか、ほかの委員の方。

○委員（上林真佐恵君） 東口委員と根岸委員のその思いはもちろん理解はできるんですけども、要はこの文言というのは、赤字補填を解消した自治体ということなので、これは6年間で値上げをしていくというこれを前提としているわけで、まだ来年もその計画は来年度、再来年度まで計画は残っているわけで、これを受け入れるってことはそのまま値上げを容認するということにもつながりますので、それは我々の会派としては一致できないということを改めて申し上げるということと、もちろん繰り返しですけど、市がこういうものを出したということについては別に何の批判もするつもりもありませんけれども、市がこういうものを出して、議会で委員会として出すってことであれば全く、全くというか、そこに全くというかね、同じ論調にする必要は必ずしもないと思いますし、やはり一致して出せるところで出していきたい。

それはみんな意見が違う中で、一致できるところは出すということが私は大切だと思いますし、あと頑張っていないところと同じって言う、さっき御意見もあったんですけども、私から言わせれば、ほかの自治体がこの計画を頑張っていないわけじゃなくて、そういう保険者努力支援制度で限定されても、それでも市民負担を減らそうという、ある意味頑張ってるというふうには言えますし、そういうわけで意見の違いというのが当然あるわけなので、そこを無理やり意見の違うところをということではなくて、一致できるところで、そういうことで、国と東京都がやっぱりきちんと責任を果たさせるということは本当に大事なことだと思うので、ここをやっぱり自治体も我々も声を上げて、ここを本当にやらない限りは、そうやって、じゃ、この6年間やったら、じゃ何かいいことがあるよみたいなことをやっても、結局は国全体の国保制度というのを根本的なやっぱり解決にはならないというふうにも思いますので、改めてやはりこの文言は抜いていただきたいと思えますし、委員会です出すということであれば、一致したもののところで、思いがあるというのは理解はしたんですけども、お願いをしたいというふうに思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに御意見ございますでしょうか。

○委員（中村庄一郎君） 私も東口委員とか根岸委員と同意見であります。先ほどの第19号議案のときの条例の件ときに私が質問をした中で、市が単独で要望を出したということで、その中の一部の東京都においてはということかな、法定外か、繰入れによる赤字補填ということが何か今意見書の中で、話の問題になってるようですけども、また新たに正副で作っていただいた、この意見書の中の東京都においての法定外繰入れということでもありますけれども、市のほうでもこういう要望書を出されたときの東京都のやり取りを先ほどちらっとお話をいただきました。そういうような内容もちよっとお聞きした中では、やはりこの文言ですね。東京都においては法定外繰入れによる赤字補填のこの3行は、やはり議会としても取り入れる内容の一つではないかなと思います。ですから、これを削除するというのであれば、私のほうは意見書を出すこと自体はやっぱり少し考えたほうがいいのかと思います。

以上です。

○委員（東口正美君） 表現の問題でもあると思ってるというのは何度も言ってるんですけど、頑張ってる、頑

張ってないって、なかなか何を頑張ってるのかというのは難しいかなと思っていてっていうのは、やはりこの国保においては運協、国民健康保険運営協議会の答申ももらっている中で、補填してもいいよっていう考えの市も、そういう国保以外の人たちからの御意見があるところも恐らく26市の中には、推察でしかないですけども、あるのかなという、そういうところの御理解を得なければ、この補填していくということができないのかなっていうふうに思っている中で、東大和市の中ではそうではなくって、解消に向けて努力してもらいたいっていう運協の答申もあるわけで、その中で構造的なことについて制度の課題を指摘していくべきだということがあるわけで、そういう当市の立場は当市の立場としてしっかりと主張できるのは、東大和の市議会だと思うので、この法定外繰入れによる赤字補填を解消したっていう表現を要望書と同じにするかどうかということでのすり寄せというのはあるかなと思うんですけども、やはりこの部分はすごく大事な東京都に求めるべき要望だというふうに思って、私はいるので、そういうふうに今は思っています。

○委員（根岸聡彦君） 先ほどの中村委員の質疑だったと思いますけれども、東京都に意見書を提出したときにやり取りがあったら教えてほしいという答弁の中で、東京都のほうもそういった赤字解消をしたところに何らかの交付金によるものだと思うんですけども、そういったメリットを与えたいというようなやり取りがあったという答弁があったと思うんですね。ですから、この表現、文言そのものをこれと同じにしなきゃいけないかということになると、そこは東口委員と同じように、そこはすり合わせが必要であるところは、可能なところはすり合わせていければいいのかなと思うんですけども、これは東大和市が強く求めていることではありませんけれども、同時に東京都とのやり取りの中で東京都から言われたことも網羅され、包含されているわけですので、特にそれを意見書に載せるということに対しては問題はないというふうに私は考えています。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

○委員（実川圭子君） 意見書を出すには一致した考えでないと思えないと思いますので、一致したところで私は出せたらなというふうに思います。ちょっと議論になっている部分については、私個人的には市が市の要望として出すのは問題はないと思っています。それと議会が一緒である必要はないとも思います。それで、仮にここところが一致できずに意見書が出せなくなるというのは非常にもったいないなとか、やはり財政支援を求めていきたいということについては一致しているので、この部分について意見が割れるということで意見書が出せなくなるというのは非常にもったいないなと思いますので、そのあたりはぜひ皆さんの御協力をいただきたいと思います。

それで、仮にここところが一致できないので、記載をしない形で一致した部分だけで意見書を提出したとしても、私は市側からは要望書が出て、議会からは意見書が出てるということで、東京都はやはりそこは考慮していただけたらと思います。議会も市の要望書を応援してるということを理解していただけたらと思いますので、一致できないで出せなくなるよりは、一致した部分で提出をして市の要望書の後押しになればと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

○委員（東口正美君） ちょっと一旦休憩取れればと思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長（木戸岡秀彦君） すみません、ちょっと私のほうから、今様々皆様のほうから御意見が出ましたけれども、東京都に対しての法定外繰入れによる赤字補填を解消した自治体に対してということで、今上林委員のほうから、これに関しては削除してほしいというお話がありましたけれども、これに関しては市が東京都に要望した内容、ある程度ほとんど同じような形になるんですけども、何かこの表現の仕方によって、そういった部分では、できるような方法があればと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員（東口正美君） それを検討したいので、ちょっと休憩を取っていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（木戸岡秀彦君） それでは、暫時休憩をいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時31分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（東口正美君） いろいろほかの方の御意見も伺いましたけれども、東大和市議会として出す意見書であるということを考えると、やはりこの市の置かれていることが入らなければ意味がないと思いますので、この法定外繰入れの赤字補填を解消した自治体に対して、東京都独自の納付金の減算の仕組みづくりという言葉が入らないのであれば出す意味がないというふうに私はやっぱり考えます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。よろしいですか。

○委員（実川圭子君） 私はちょっと意見書はできたら、皆さんで一致した部分で提出できたらなということで発言をしていましたけれども、今東口正美委員はじめ、ほかの委員の方の御意見を聞きまして、今回はもう少し議論が必要かなということは感じました。

○委員長（木戸岡秀彦君） ただいま様々皆様から御意見をいただきましたけれども、内容について意見の一致が見られませんでしたので、委員会としては意見書は提出しないこととしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、所管事務調査、社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて、本件を議題に供します。

本日は東京都ひきこもりに係る支援協議会が令和3年8月に取りまとめました、「ひきこもりに係る支援の充実に向けて」という提言について、委員間で自由討議を行いたいと思います。

委員の皆様には、この協議会の提言と、あと概要、あと私その概要をさらにまとめました、支援充実に向けてのものを皆さんにお配りをさせていただきました。当然この全体では結構中身も長いので、皆様一読されてきたかと思いますが、皆さんから一言御意見をお聞きしたいと思うんですけども、私が皆様にお配りしました討議資料というところですけども、まずひきこもりの定義についてということで挙げさせていただいて、この中に、支援協議会のひきこもりに係る支援の今後の方向性について、3つの視点と7つの提言ということでこれは取りまとめてあります。その中で様々意見を取りまとめた中で、今後取り組む必要があると思われるということで下線引いてありますけども、1位が「身近な地域における相談体制の充実」、2位として「地域における連携ネットワークづくり」ということであります。

東京都に関しては、以前からひきこもりに関しては様々な取組を進めてはいたけれども、現時点では東大和市に関してはなかなかそこまでは連携は取れていないという状況で、平成26年に区市町村との協働による訪問相談を開始したということでした。

裏面に関しては、令和3年度から、ひきこもりサポートネットを活用した区市町村との情報交換を実施する

ということになっております。そして、それとは別にまた市区町村職員等での支援者の研修と社会参加支援における民間支援団体向けの研修、関係機関向けの専門研修というのも委託をして実施をしているということを皆様認識していただくと。

あとは具体的なことになりますけれども、市区町村の体制の事業の実施状況ですけれども、この内容の中で区
の取組についても載っていたと思いますけれども、やはり下線に書いてありますけど、家族から相談があっても、当事者が相談・支援を望んでいないというのがかなり多いと。今後必要な支援として、身近な地域における相談体制の充実ということで、ここが一番のポイントかなということで、ひきこもり状態にある方の把握する機会と関係機関との連携状況について、これに関してはその相談が多いところから今順番に羅列をしてあります。これに関しても、東大和としてどのようにしていくことがまず必要なのかということで、皆さんから御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、御意見を伺いたいと思います。

○委員（上林真佐恵君） 資料を読ませていただいて、これまでひきこもり支援といっても本当にいろんな方がいますし、これまでの皆さんのお話の中でも、市のいろんな部局にすごく散らばっていて、どうしたらいいのかなって私も思ってた部分があったんですけども、報告書でしたっけ、提言ですね、読ませていただいて、非常にすっきりしたというか、あ、こういう支援をしていけばいいんだということが見えてきたところで、また委員長がすごくまとめていただいて、まさに本当にこういうことをやっていけばいいんだなってことがちょっと見えてきたというふうに思います。

やっぱりその当事者というか、当事者の親御さんとかから相談いただくと、どこに相談していいかわからないっていうのを非常に、その方の年齢だとか状態によって、学校だったら学校関係とか自立支援だったりって、その方の状況にもよるとは思うんですけど、一つ、たらい回しになっちゃうみたいなのところもやっぱりあると思うので、この相談、裏面のところですけども、相談体制を一つまとめるなり、すぐここに相談すれば関係機関とつなげてもらえるよというような、そういう充実というのは一つ、当市でもすぐにやれることかなというふうに思うのと、あとやっぱりこのひきこもりの支援の難しさって、御本人が出たくないねということで、いろいろちょっと調べると、やっぱりいろいろ社会の中で傷ついたり、ある意味、自分を守るためにひきこもっている状態の方もいると、外の社会からあえて自分を遮断して自分を守るという状況の方もいらっしゃるし、あとひきこもりに対する社会の認識がやっぱり、まだまだ何ていうか、何かちょっと問題を起こしたんじゃないかとか、ちょっとマイナスのイメージがすごくあると思うので、相談しやすいというんですかね、ひきこもりというのは別に何かその人や家族に問題があるわけじゃなくて、いろいろ様々傷ついた中で、そういう状態を指すっていうような、そういう啓発っていうんですかね、当事者の方も含めて、家族の方がやっぱり隠している方すごく多いというふうに思うので、相談しやすい啓発というんですかね、何かそういう助けを求めやすいような調整、何と言ったらいいのかな、啓発ということですかね。そういうことも同時にまず始められることかなというふうに思いました。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに御意見ございますか。

○委員（中野志乃夫君） 今回いろいろテーマとして、いいテーマを上げていただいたことには感謝いたします。

それで、この提言のところ、やっぱり基本的なところではそのとおりなんですけど、ひきこもりの定義そのものの、ここでは今この厚労省のという形で書いてますけど、最初のこの提言書の中で見ると、精神疾患云々、本来は精神疾患を含めないみたいなことの定義、ガイドラインを書いてあって、ただ実際はそうはいっ

でも、ほとんどそういう関係が多いということもなっていて、こちらの今委員長から出されたひきこもりの定義の中は、そういった経過を踏まえてこうなったということで、この内容が書いてあるんですけども、東京都はね、こういう形でまとめたという。ただ、全体を中見るとね、まだ私の立場と言ったら変ですけど、私がいろいろそういう相談を受けて抱えているケースの場合は、ほとんどやっぱり精神的な病気とか、そういった関連する人が大多数なものですから、やっぱりそういった点をもう少し考えて対応しないと、なかなか対処し切れないというふうに感じています。

やっぱり市のほう、今ちょっと市のほうの体制がどうなっているかちょっと私も把握してないですけど、いろいろさんざん市に相談したけど、やっぱり断られて、どこにも相談するところがないんで、民間の事業所ということで私のところにもそういうケースが来ました。やっぱり長期にわたって精神疾患に途中からなっちゃっているケースでしたけども、だからその辺を分かってないと対処し切れないと思ってます。

だから、あとひきこもりの家族の皆さん、本当にそういう困るのは、もう一般的な認識だと、何かお子さんがとかね、そういう人たちがなるというのは愛情不足だとかね、もう大変誤解した発言ですごい苦しめられている。実際もうすごい愛情を注いでも、やっぱり精神疾患になってる方なんかそういうレベルではないんでね。やっぱりそういったことをもう少しきちっと把握した上で対処しないと、やっぱりどうしても変な話、育て方が悪いとか、何か云々っていうね、走りがちなことをちょっと十分踏まえた形でひきこもりの方に対処しないと、本当に逆にマイナスになるというふうに感じております。

以上です。

○委員（東口正美君） 今、中野委員のお話を聞きまして、私もそうだなというふうに思っています。特にこの精神疾患を診てくださる先生方のこの訪問診療みたいなものがやはり全然なかなかないのではないかと考えていて、先ほども言ったようにひきこもっている当事者と、また周りの方の悩みと、またそこにも差があると思うんですけども、中野委員がおっしゃるように、やはり一定程度精神疾患をお持ちの方が診療を受けられない、本人が受けたくないということもありますし、そもそも家から出られないっていう状況の中で、医療に結びつかないということが物すごく大変なことだなと思っています。私も市民の方から御相談を受けた中で、今のところ保健センターに御相談すると、保健所のほうに御相談させていただいて、保健師さんが訪問には来てくださるわけなんですけれども、そういう状況の中で、当事者と保健師さんが対面できるというのもなかなか難しく、やっと対面できたけど、保健師さんだと診療、診断がつかないというようなこともあるので、どうこの今委員長が挙げてくださった関係機関との連携の中に、医療の方たちにどう携わっていただけるのかみたいなものも研究の余地があるかなというふうに思います。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） 委員長のほうでいろいろと取りまとめていただきまして、ありがとうございます。非常にすばらしい内容でまとまっているように、素人の私からすると見られますので、これを肉づけしていけば、かなり立派な報告書ができるのではないかなというふうに思うんですが、ひきこもりの定義っていうのは厚労省のほうではこういうふうになっているんですけども、なかなか難しいものだなというふうには思っています。ひきこもりの原因そのものが上林委員のほうからも、自己防衛のためというところがありましたけれども、そういったところが非常に多分にあるんだろうなと。その原因が家庭にあるのか、学校にあるのか、社会にあるのか、あるいは本人だけの問題なのかというところをなかなか探っていくのが難しいだろうなというところを感じております。

ここにも書かれてありますけれども、家族から相談があっても当事者が相談支援を望んでいないと。要はひきこもることによって当事者御本人がそこに満足感とか幸福感を見いだしている、外に出ることに対して非常に恐怖感を覚えるというようなところもあるのかなというふうに思いました。相談体制の充実、それから関係機関との連携の現状とか、やはりこういったものを研究していく上で、ひきこもりの原因ですとか状況ですとかっていうのは、そうなられた方々個人個人によって全て違っているものだと思いますので、そういったところ、十把一からげにこういうことなんですよということではなくて、そこは十分な報告にはならないかもしれませんが、幾つかの事例を挙げて、これに対してはこういう対応を取っていますとか、あるいはひきこもりを脱却できた事例があるのであれば、そういったものの御意見、あるいは手法なんかを伺うと、研究することができたらなというふうに思いました。

○委員長（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

○委員（実川圭子君） この提言書を見まして、課題とか現状把握をしっかりされていて、そこからどのような方向でやっていけばいいのかという提言までばっちり報告されてるので、方向性はこれなのかなっていうのがよく分かるものだと思います。それを東大和としてはどう当てはめてというか、実際どのような課題が東大和ではあるのかとか、あと方向性はこの提言の中で全部は一度にはできないので、どのような形で進められるかっていうことを、私たちが両方向合わせながら検証していけたらいいのかなというふうに感じました。

具体的には、この提言書の59ページあたりから地域包括支援センターへの聞き取りというか、そこからの調査の結果が出ているんですけれども、設問も全部出ますので、これと同じような質問をこの東大和の地域包括の方からちょっとお伺いして、実際に対面で難しかったらアンケートというような形でも可能かなと思いますけれども、東大和の状況が少し見えてくるのではないかなというふうには感じました。

あと、児童民生委員さんのところもあるんですけども、そちらのほうはちょっと私たちから実際お話を聞くのは難しいのかなと思うと、現状把握としてはやはり地域包括の方から少し現状が知ればなというふうには思いました。そういったことをやっていきながら、あとは提言、ここにも出ているような提言を東大和でどこまでできているのかとか、どういう形で実現できるのかっていうことをやっていけば、ある程度形が見えてくるのかなというふうに思いました。

あと、資料の、私ちょっと一番感じたのは、71ページからの何か参考資料のような形についてるところなんですけども、具体的に今年度中にこういったところまでをやってもらいたい、例えば窓口の明確化とかっていうことを具体的に書いてあるので、そういうもどの程度進んだのかということはこれから検証していけるかなと思いました。

○委員長（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

今皆様から様々御意見をいただきましたけれども、相談体制の充実ということと、また障害者、精神疾患の方への、ひきこもりというのは、いずれにしても幅が広いので、そういった部分と、あとは関係機関との連携、先ほど今お話あった地域包括センターの方の確認とか、様々なことがあります。前回の所管事務調査のほうで福祉部から来てお話を伺って、実態調査の質疑を行いましたけれども、来年度から一応窓口は一応福祉部のほうが担当窓口になるということで、これから進んでいくと思いますけども、これはまだこれから具体的になると思いますので、今後厚生文教委員会としては、まだ今視察もできない状況の中で、途中から視察ができる方向になるかもしれませんが、今皆様から御意見いただいたものをちょっと取りまとめて、今後ど

のようにしていくかということで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

お諮りいたします。

所管事務調査、社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（木戸岡秀彦君） これをもって、令和4年第2回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時51分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 木 戸 岡 秀 彦